

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成27年10月15日(2015.10.15)

【公開番号】特開2014-110078(P2014-110078A)

【公開日】平成26年6月12日(2014.6.12)

【年通号数】公開・登録公報2014-031

【出願番号】特願2012-262194(P2012-262194)

【国際特許分類】

H 01 H 33/28 (2006.01)

H 01 H 33/666 (2006.01)

H 01 H 33/38 (2006.01)

H 01 H 33/40 (2006.01)

【F I】

H 01 H 33/28 A

H 01 H 33/666 P

H 01 H 33/38 A

H 01 H 33/40 L

【手続補正書】

【提出日】平成27年8月27日(2015.8.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

請求項2又は請求項3に記載の電磁操作機構の手動開放装置において、前記電磁操作機構を収容する盤側に着脱可能に取り付けられる固定板と、前記リンク機構及び前記レバーを収容する本体ケースとを有し、前記固定板に前記本体ケースが組み合わせて固定ピンで結合されるように構成したことを特徴とする電磁操作機構の手動開放装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

図4の状態になると、電磁操作機構3は、永久磁石6の磁束により開放状態を保持するよう作用する。また、駆動板18が開放完了後も延長ロッド12を開放方向へ押しつけるため、延長ロッド12の跳ね返りを防ぎ、開閉器1が半投入状態へ陥るのを防ぐ効果を有している。

また、開放操作の途中、コイルばね20の放勢が開始される図3の位置まで操作棒16を回動させると、その後、駆動板18はコイルばね20の放勢力のみで回動し始めるので、駆動板18の係合ピン24とレバー23との係合は図4に示すように離れるため、コイルばね20の放勢力はレバー23には伝わらず、操作者はコイルばね20の放勢力に起因する操作棒16の急な動き等の危害を受けることなく、操作者の安全性が確保される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 3】

手動開放操作が終われば、固定ピン15を抜き、本体ケース14側を取り外し、電磁操作機構3の操作ロッド4の連結体9に連結した延長ロッド12を取り外し、更に固定板13をフェースプレート10から取り外す。この状態で手動開放装置11を保管しておけば、次回の開放操作時に備えることができる。

このように、本願発明の手動開放装置は、操作棒を回動操作させる一動作だけで、且つ、小さな力で開放操作を容易に行うことができる。